

第7回 石綿の代替化等検討委員会 議事要旨(案)

1 日時

平成15年3月4日(火) 14:00~16:00

2 場所

安全衛生総合会館13階 第3,4会議室

3 出席者

(委員) 平野委員長、池田委員、大野委員、菊池委員、長谷見委員、森崎委員

(厚生労働省) 大石安全衛生部長、寺岡化学物質調査課長、角元化学物質調査課調査官、樋口化学物質調査課副主任中央労働衛生専門官 他

(事務局) [REDACTED] 他

(オブザーバー) 経済産業省、国土交通省、環境省、文部科学省、防衛庁

4 議題

(1) 石綿の代替化等検討委員会報告書案について

(2) その他

5 議事要旨

(1) 平野委員長より、事務局が作成した前回の議事要旨案について、各委員に対し、意見等があれば事務局に連絡するよう指示があった。

(2) 事務局より、別調査による代替化が困難な石綿製品についての資料説明を行った後、意見交換が行われた。

〔主な議論〕

(委員) 同じ条件で、業界により代替可能かどうか評価が異なる。お互いに情報交換ができていないことがよくわかる。業界同士でフィードバックされるようなものが必要ではないか。

(委員) 特に非建材については、国際レベルに達するためには、製造・開発を行うだけでなく、実際に使用する方でも努力と協力が必要ではないか。現在代替化できないから絶対不可能であるという意見が見られる。

(委員) 代替品が技術開発されれば代替可能と書いてある場合に、代替品に交換していくための期間という記述が、技術開発されるのに要する期間か、それとも技術開発された後に、代替品に置きかえるのに必要な期間か分かりにくい。この資料からは、代替化にあと何年必要かという解釈が難しい。

(委員) 業界によって異なるだろうが、使用する側の回答では、やはり新しいものが開発された後に、漏れがないか試験を行う等に要する期間であると思う。

(委員) 代替化が困難との意見があるジョイントシート・シール材に使用される石綿はわずか数%であるが、規制しない場合でも完全に野放しにすべきでないと思う。

(委員) 石綿製品を代替化する際に、既存の設備等の設計変更が必要な場合がある。その場合、ある程度、設計努力をしてもらわなければいけないが、その猶予期間は見ておく必要があると思う。

(委員) 代替化によって、むしろ漏洩、火災・爆発、あるいは人災に及ぶような危険が増すものが挙げ

っており、それらの安全を確保することが大前提である。技術的に問題があるものは、野放しにするのではなく、きちんと技術的に討議をする、又は承認を与えるようなものがあると、いろいろな形で代替を促す手段の1つになるのではないか。

- (3) 事務局より、石綿の代替化等検討委員会報告書案についての説明を行った後、意見交換が行われた。

〔主な議論〕

- (委員) 国の役割の「逐次代替可能性を明らかにするように努めること」は、引き続き検討する委員会などを設けて公表をしていくということか。
- (事務局) 委員会の形式をとるかは未定だが、代替の可能性が明確でないものがあることも踏まえ、今後もフォローアップし、代替可能性を逐次見極めていくということが必要ではないかと考える。
- (委員) 国の役割として、フォローアップした後、その内容を各企業団体等に知らせる必要がある。
- (委員) 建材と非建材を区別する必要はないか。
- (事務局) 建材については代替可能との意見をいただいたが、明日からというわけにはいかず、また非建材については不明確な部分が残っていること、代替化に時間がかかるという意見がある。その中で代替化を進めていく必要があり、基本的には共通の考え方で記載した。
- (委員) 国の役割で、「代替可能な石綿製品について禁止措置のための」との記載は、代替可能な石綿製品についてそれを禁止するようにも受け取れ、また、代替不可能な石綿製品は禁止措置の対象にならないとも受け取れるが、よいか。全ての石綿製品について禁止の方向であることが明確に読み取れるか。
- (事務局) 代替可能性が明確でないものがあり、それについてはすぐに禁止措置を講ずることが現実的ではないということなので、それを示した。
- (委員) 現時点ではやむを得ず代替できないものについて、安全上の注意等を示す必要はないか。
- (委員) 国の役割の「情報提供」の中で、既存の法律の情報提供をしてはどうか。国の役割がメーカー、ユーザーに比べてコンパクトに見える。
- (事務局) 現時点においても、労働安全衛生法とそれに基づく省令で基本的に諸般のばく露防止措置や健康管理の義務づけがあり、禁止措置を講じないものについても一定程度のばく露防止が図られていると認識している。

6 その他

- (1) 報告書案について追加の意見等がある場合は事務局に連絡すること、また、欠席委員には事務局から資料を送付することとなった。
- (2) 報告書のとりまとめは委員長預かりとし、事務局で今回の議論を踏まえ必要な文言の修正等を行い、大幅な変更等が生じた場合には事務局から委員各位に函ることとなった。
- (3) 厚生労働省から、報告書は完成後公表を予定している旨の注意があった後、安全衛生部長から御礼の挨拶があった。